

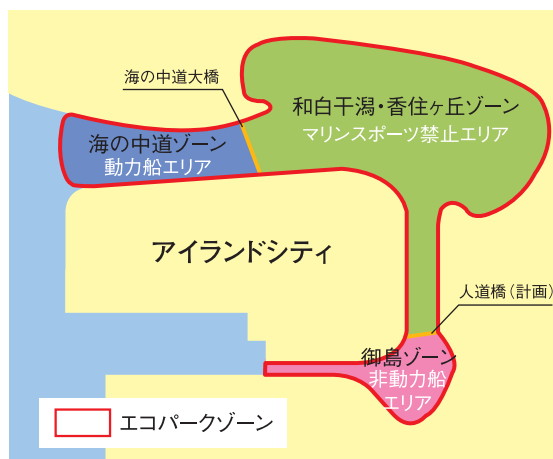
エコパークゾーン水域利用宣言

博多湾の東部海域に位置するエコパークゾーンは、世界有数の渡り鳥の飛来地である和白干潟や自然海岸・貴重な海浜植物群落など豊かな自然環境を有しています。

また、この海域では、海とのふれあいの場として、様々なマリンスポーツ・レジャーやレクリエーションなど、市民の憩いの場となっています。

今後、私たちは、このエコパークゾーンをより良い環境で未来に残すため、自然と共生を図り、以下のことを遵守しながら、水域を利用します。

- 一. 私たちは、豊かな自然とのふれあいを大切にします。
- 一. 私たちは、自然環境、周辺環境に配慮し、マナー・ルールを守ります。
- 一. 私たちは、マリンスポーツ・レジャーを通じて、自然の大切さを学び、教えていきます。
- 一. 私たちは、指定された水域において、マリンスポーツ・レジャーを楽しみ、それらの普及に努めます。
- 一. 私たちは、徹底した安全対策に努めます。
- 一. 私たちは、これらのことを他の利用者へ周知・徹底していきます。



九州運輸局
九州地方整備局
照葉まちづくり協会
東区自治組織等連絡協議会
福岡県ウェイクボード協会
福岡海上保安部
福岡市カヌー協会
福岡市漁業協同組合
福岡市港湾局
福岡市東区役所
福岡市ボート協会
福岡地区小型船安全協会
和白干潟を守る会
PW安全協会九州地方本部福岡支部
(五十音順)



エコパークゾーン 水域利用 ルールブック



水域利用のルール

エコパークゾーンをより良い環境で未来に残すため、自然と共生を図り、次の事項を遵守しながら、水域を利用する。

1. 自然環境、周辺環境への配慮について

- ・自然環境や周辺環境に十分配慮し、マナーやルールを守る。
- ・近隣住民等の迷惑となるような早朝・夜間の走行は行わない。
- ・清掃等の環境保全活動に努めることにより、自然環境との共生を図っていく。
- ・「ゴミは出さない、出たら持ち帰る」を徹底する。
- ・周辺道路等への違法駐車は行わない。

2. 利用水域の指定について

(右記の説明のとおりです)

3. 安全対策について

- ・飲酒運転を禁止する。
- ・他の水域利用者に危険を及ぼすような危険操縦などの行為は行わない。
- ・ライフジャケットの着用や救命艇の配備などの安全対策を徹底する。
- ・船舶同士の接触回避の場合は、右側走行を遵守する。

4. 連絡会議の設置について

- ・関係者間での情報共有等を図るとともに、ルールが実効性のあるものになるよう協議の場を設けるものとする。

「エコパークゾーン水域利用連絡会議」を平成20年3月26日に設置

海の中道ゾーン

- 動力船を使用したマリンスポーツ・レジャーの利用ができる区域
- 非動力船を使用したマリンスポーツ・レジャーの利用を禁止する区域
- 潮干狩りや、水生生物の観察などのレクリエーションを楽しむ区域



海の中道ゾーン



【用語解説】

- 1. マリンスポーツ・レジャー**
水域を利用する、水上バイク・カヌー・ウェイクボード・手こぎボートなど
- 2. 動力船**
エンジン付の船舶
- 3. 非動力船**
エンジンが付いていない船舶



御島ゾーン

和白干潟・香住ヶ丘ゾーン

- マリンスポーツ・レジャーでの利用を禁止する区域
- 潮干狩りや、水生生物の観察などのレクリエーションを楽しむ区域



和白干潟ゾーン



香住ヶ丘ゾーン

御島ゾーン

- 非動力船を使用したマリンスポーツ・レジャーの利用ができる区域
- 動力船を使用したマリンスポーツ・レジャーの利用を禁止する区域
- 潮干狩りや、水生生物の観察などのレクリエーションを楽しむ区域

○: 利用可
×: 利用不可

※大会などイベント開催時は、関係者との合意の上で、指定水域以外での利用を認めるものとする。
※その他、やむを得ず通行する場合は、自然環境・周辺環境に配慮し、微速走行に努めるものとする。

区 分	和白干潟・香住ヶ丘ゾーン	御島ゾーン	海の中道ゾーン
手こぎボート	×	○	×
カヌー	×	○	×
水上バイク	×	×	○
ウェイクボード	×	×	○
その他エンジン付船舶を利用したマリンスポーツ・レジャー	×	×	○
潮干狩り、水生生物の観察などのマリンレクリエーション	○	○	○
水域管理・人命救助・水産資源に関する船舶	○	○	○